

## 患者のみなさまへ

外来診療において「後発医薬品がある医薬品で先発医薬品の処方する場合」の特別料金の支払いについて

令和6年10月からの外来診療において、後発医薬品がある医薬品で医療的以外の理由(患者さんの強い希望、剤形や味の好み)により、患者さんが先発医薬品の処方を希望される場合は、患者さんに保険外療養費として保険内一部負担に加えて特別の料金がかかることになりました。

但し、患者さんの病状等医療的な理由により医師の判断で行われている場合、または調剤薬局等に後発医薬品の在庫がない場合は、対象外となり特別な料金のかかることはありません。

なお、特別料金は、先発薬品と後発薬品の薬価の差額の凡そ25%程度となります。

令和6年10月

病 院 長